

## ⑧ 総合計画策定に関する条例・規則等

### 1. 自治基本条例

#### 吹田市自治基本条例(抜粋)

制 定 平成18年10月11日条例第34号  
最近改正 平成25年3月29日条例第31号

##### (総合計画)

- 第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画(行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- 2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。
- 3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

##### (財政運営)

- 第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。
- 2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

##### (行政評価)

- 第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。
- 2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。
- 3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

### 2. 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

#### 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

制 定 平成24年6月15日条例第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 基本計画(基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 総合計画審議会規則

#### 吹田市総合計画審議会規則

制定 昭和41年1月10日規則第3号  
最近改正 平成28年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市内の公共的団体等の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則(省略)

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 4. 総合計画策定委員会設置要領

### 吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成4年5月20日  
最近改正 平成30年4月1日

#### (設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は春藤副市長をもって充て、副委員長は辰谷副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

#### (作業部会の構成)

第7条 作業部会は、策定委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

#### (各部総合計画検討会議)

第8条 職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として、各部に総合計画検討会議を置くことができる。

2 各部総合計画検討会議の運営に関する事項は、各部の総合計画検討会議設置基準で定める。

#### (専門研究員)

第9条 委員長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

#### (庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

#### (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則(省略)

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**別表**

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
理事(人材育成・女性活躍担当)
行政経営部長
理事(総合計画担当)
理事(公共施設最適化担当)
税務部長
市民部長
人権政策長
都市魅力部長
理事(シティプロモーション担当)
児童部長
福祉部長
理事(福祉指導監査担当)
健康医療部長
健康医療審議監
環境部長
都市計画部長
理事(住宅政策・拠点整備担当)
土木部長
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長

## 5. 総合計画策定委員会作業部会設置基準

### 吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成28年5月16日  
最近改正 平成28年7月1日

#### (設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に吹田市総合計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

#### (作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。

3 作業部会の構成について、素案策定を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。

4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

#### (部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

#### (庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

#### (委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

#### 附 則

この基準は、平成28年5月16日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

## 別表

第1作業部会 【行政経営】	
部 会 長	企画財政室長
副 部 会 長	総務室長
部 会 員	法制室長
部 会 員	人事室長
部 会 員	資産経営室長
部 会 員	情報政策室長
部 会 員	税制課長
部 会 員	市民課長
部 会 員	債権管理課長
部 会 員	会計室長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部 会 長	地域経済振興室長
副 部 会 長	人権平和室長
部 会 員	広報課長
部 会 員	契約検査室長
部 会 員	市民総務室長
部 会 員	男女共同参画室長
部 会 員	市民自治推進室長
部 会 員	シティプロモーション推進室長
部 会 員	文化スポーツ推進室長

第3作業部会 【福祉・保健・医療】	
部 会 長	生活福祉室長
副 部 会 長	保健センター所長
部 会 員	国民年金課長
部 会 員	文化スポーツ推進室長
部 会 員	福祉総務課長
部 会 員	総合福祉社会館長
部 会 員	福祉指導監査室長
部 会 員	高齢福祉室長
部 会 員	障がい福祉室長
部 会 員	地域医療推進室長
部 会 員	国民健康保険室長
部 会 員	北大阪健康医療都市推進室長

第4作業部会 【子育て・教育】	
部 会 長	教育政策室長
副 部 会 長	子育て支援課長
部 会 員	子育て給付課長
部 会 員	家庭児童相談課長
部 会 員	のびのび子育てプラザ所長
部 会 員	保育幼稚園室長
部 会 員	こども発達支援センター長
部 会 員	教育総務室長
部 会 員	学務課長
部 会 員	保健給食室長
部 会 員	指導室長
部 会 員	教職員課長
部 会 員	教育センター所長
部 会 員	まなびの支援課長
部 会 員	中央図書館長
部 会 員	文化財保護課長
部 会 員	青少年室長
部 会 員	放課後子ども育成課長
部 会 員	子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長

第5作業部会 【環境・安心安全】	
部 会 長	危機管理室長
副 部 会 長	環境政策室長
部 会 員	地域環境課長
部 会 員	環境保全課長
部 会 員	事業課長
部 会 員	資源循環エネルギーセンター長
部 会 員	破碎選別工場長
部 会 員	総務予防室長
部 会 員	警防救急室長
部 会 員	指令情報室長

第6作業部会 【都市形成】	
部 会 長	都市計画室長
副 部 会 長	公園みどり室長
部 会 員	計画調整室長
部 会 員	開発審査室長
部 会 員	住宅政策室長
部 会 員	総務交通室長
部 会 員	道路室長
部 会 員	地域整備推進室長
部 会 員	下水道経営室長
部 会 員	水循環室長
部 会 員	水再生室長
部 会 員	水道部総務室長
部 会 員	水道部企画室長